

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東 根 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおり。

2 促進計画の目標

1. 東根地域

(1) 現況

本地域は、水稻を基幹作物として果樹等を組み合わせながら地域の特性を生かした複合経営が行われている。水田の生産力の多面的機能の発揮のため、これを維持する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東部（東郷・高崎）地域

(1) 現況

本地域は、平坦部のほ場整備はほぼ完了しているものの、依然として急峻な耕地が多いが、水稻を基幹作物として果樹等を組み合わせながら地域の特性を生かした複合経営が行われている。水田の生産力の多面的機能の発揮のため、これを維持する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 神町（若木）地域

(1) 現況

本地域は、明治から戦後にかけて開拓されたところであり、樹園地としてのまとまりも良く県内随一の一大果樹生産団地が形成され、畑地かんがい、農道等の整備促進が図られてきたが、現在では老朽化による維持修繕等が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 西部（大富・小田島・長瀬）地域

（1）現況

本地域は、水稻を基幹作物として果樹等を組み合わせながら地域の特性を生かした複合経営が行われている。水田の生産力の多面的機能の発揮のため、これを維持する取組を行うことが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	東 根 地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	東 部 地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同第2号に掲げる事業
③	神 町 地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	西 部 地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農

用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 山村振興法に基づき指定された振興山村地域（旧東郷村・高崎村）
- (イ) 山形県知事が地域の実態に応じて指定した自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 東根市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

- (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
- (iii) その他

- (オ) 山形県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8

h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると東根市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると東根市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、東根市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて東根市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。